

令和6年4月10日

保護者の皆様

三次市立川地小学校
校長 原田 和明

異常気象時等における臨時休業等の措置について

新入生5名を迎え、全校児童57名ではりきって新年度のスタートを切りました。本年度も学校教育へのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、児童の安全を確保するために、自然災害への対応については十分な注意が必要です。

そこで、自然災害の発生が予想される場合における「臨時休業等の措置」については、次のとおりとします。

1 当日午前6時の時点において、三次市に警報等が発令中の場合は、次のような措置をとることとします。

- ① 「特別警報」発令・・・・・・・・・・臨時休業とする。
- ② 「暴風警報」又は「洪水警報」発令・・・・・・・・臨時休業とする。
- ③ 「土砂災害警戒情報」発令・・・・・・・・臨時休業とする。
- ④ 「大雨警報」発令・・・校長が判断し、臨時休業の場合は連絡する。
- ⑤ 「大雪警報」発令・・・校長が判断し、臨時休業の場合は連絡する。

※いずれも三次市教育委員会から指示のあった場合、前日に臨時休業の連絡をすることがあります。

〔①⑤に関する家庭連絡について〕

臨時休業の措置をとる場合は、当日午前6時30分までにPTA会長さんに連絡し、学校からtetoruにて連絡いたします。（未加入の方、1年生の保護者の皆様には、登録していただきますようお願い申し上げます。）

2 児童が登校後に三次市に警報等（上記①～⑤）が発令された場合は、下校時刻をtetoruにて連絡し、児童を迎えに来ていただくことを原則とします。そして、迎えが到着するまでは学校で待機させます。保護者以外の方が迎えに来られる場合は、保護者の方が必ずご連絡ください。

※天候の回復等で、通学路の安全が確保できていると判断した場合は、教職員が引率して集団下校させる場合もあります。その場合も下校時刻等をtetoruで連絡します。